

沼津市営住宅条例の一部改正について

沼津市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市営住宅条例の一部を改正する条例

沼津市営住宅条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「資格」を「資格等」に改め、同条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項に規定する者にあつては第2号から第6号まで、」を削り、同項第1号中「現に同居し、又は同居しようとする」を「同居しようとする者がある場合にあつては、当該同居しようとする者が」に、「があること」を「であること」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 入居者又は同居者が、次の(7)から(8)のいずれかに該当する場合 月額
214,000円

- (7) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (8) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (10) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (11) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項（第1項第2号エ）」を「前項（第2号エ）」に、「第1項第2号中」を「同項第2号中」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 単身で入居する者が入居する住戸の基準等は、規則で定める。

第6条第5項中「前各項」を「前3項」に、「資格」を「資格等」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条第5項中「第6条第2項第8号又は第9号に規定する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（以下この号において「犯罪等」という。）により収入が減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者

第10条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第17条第1項及び第44条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

少子高齢化等の進展による単身世帯の増加等に伴い、入居条件を緩和するほか、所要の改正を行うものである。